

第3期大空町地球温暖化対策実行計画

【大空町の事務事業における二酸化炭素削減計画】



平成30年 6 月

大 空 町

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象範囲	3
第2章 計画の目標	4
1 温室効果ガスの排出状況	4
2 温室効果ガス排出量の削減目標	5
第3章 目標達成のための取り組み	6
1 取組内容	6
2 新エネルギーの活用	7
第4章 計画の推進と点検・評価	8
1 推進体制	8
2 点検・評価	9
3 公表	9
第5章 事業者・住民の協力	9
1 住民への周知	9
2 具体的な取り組み	9
第6章 資料編	10
1 組織別エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量	10
2 組織別温室効果ガス排出量の削減目標	11

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

地球温暖化は、熱帯雨林の伐採、工業の発展など人類の生産活動が活性化することに伴い、大気中に占める二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が上昇することによって起こる現象です。大気中の温室効果ガスの濃度が上昇すると、より多くの太陽からの照射熱や地球表面から放射する熱量が大気中に吸収され、蓄積することにより地球表面の温度が上昇します。

急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響としては、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常現象による耕地の砂漠化や災害発生の増加、このことによる生態系への影響、農業生産や水資源への影響、マラリア等の熱帯性の感染症の発生数の増加など私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘され、世界全体で対策を講じる必要があるとされています。

こうした中、1992年（平成4年）に国連気候変動枠組条約が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い1994年（平成6年）に「気候変動に関する国際連合枠組条約」が発効されました。

1997年（平成9年）12月に「地球温暖化防止京都会議」が開催され、先進国の温室効果ガスの削減目標を掲げた京都議定書が採択され、この中で長期的排出削減の第一歩として、我が国については2008年（平成20年）から2012年（平成24年）の第1約束期間に温室効果ガスの総排出量を、1990年（平成2年）レベルから6%削減する目標が定められました。

2008年（平成20年）7月には「北海道洞爺湖サミット」が開催され、2050年までに世界全体の温室効果ガスの総排出量を50%削減するという長期目標が示され、地球温暖化に取り組むことが必要であるとの認識で合意されました。

2009年（平成21年）12月にはコペンハーゲンで開催された「COP15（国連気候変動枠組条約第15回締約国会議）」では、産業革命以前からの気温上昇を2度以内に抑えるなどを内容とした「コペンハーゲン合意」が作成され、今後の議論について作業を継続することとし、翌年1月、我が国として、2020年までに1990年（平成2年）比25%削減を目標とし、「コペンハーゲン合意」に賛同する意思を表明しました。

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定では、「世界的な平均気温の上昇を産業革命前に比べ2℃より十分低く保ち、1.5℃以内に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効

果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」が掲げられました。我が国では、パリ協定の採択を受け、2015年（平成27年）に「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、2030年における温室効果ガスの排出量を2013年度（平成25年度）比26%削減することを中期目標とした「地球温暖化対策計画」が2016年（平成28年）に閣議決定されました。

大空町役場においても、第1期及び第2期大空町地球温暖化対策実行計画の状況を踏まえつつ、数値目標等の見直しを行い第3期の計画を策定し、引き続き事務事業による温室効果ガス排出量の削減に率先して取り組めます。

(参考)

政府の温室効果ガス削減目標、2013年度（平成25年度）で26%は、2005年度（平成17年度）比では、25.4%削減。

2 計画の目的

本計画は、法第20条の3第1項に基づき、地方公共団体に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画として策定するものです。

町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量等の削減目標の実現に向けてさまざまな取り組みを行うとともに、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

3 計画の期間

本計画の期間は、基準年度を2013年度（平成25年度）として、2018年度（平成30年度）から2022年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中の技術進歩や社会情勢の変化、計画の進捗状況等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、国の基本方針に基づき表1に掲げる組織及び施設における事業を対象とします。

表1 対象組織及び施設一覧

総務課 議会事務局	役場庁舎、温泉ポンプ室
地域振興課	総合支所庁舎、地域振興施設、車庫、温泉ポンプ室、農業振興センター、乳酪館、藻琴山温泉芝桜公園
住民課 住民福祉課 (住民G)	葬斎場、焼却処理施設、最終処分場、リサイクルセンター、ストックヤード、公衆トイレ、送水ポンプ場、公営住宅、作業所
福祉課 住民福祉課 (福祉G)	生活支援ハウス、めっちゃいんど館、老人福祉センター、ふれあいセンターフロックス、東藻琴診療所、ちあふる
産業課 農業委員会	メルヘンカルチャーセンター、農業構造改善センター、町営牧野、肉牛センター、朝日ヶ丘公園、地域振興会館、湖畔キャンプ場、メルヘンピット
建設課	下水道・簡易水道施設、運動公園、ふれあい公園、いこいの広場、トマップ川公園、除雪センター、跨線橋、外灯
教育委員会	幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、教員住宅、総合体育館、青年館、女満別高等学校生徒寄宿舍、緑友寮、温室、図書館、研修会館、海洋センター、伝承館、ゲートボールセンター、ゲートボール場、武道館、給食センター、農村環境改善センター、生涯学習センター、ふるさと資料館、ふるさとセンター、スキー場、クラブハウス、すばやく東藻琴、ふれあいパーク、相撲場
消防署	消防署、消防署出張所

第2章 計画の目標

1 温室効果ガスの排出状況

町の事務事業における温室効果ガスの排出量は、各施設、公用車の燃料や電気の使用量を二酸化炭素の排出量に換算し算出します。

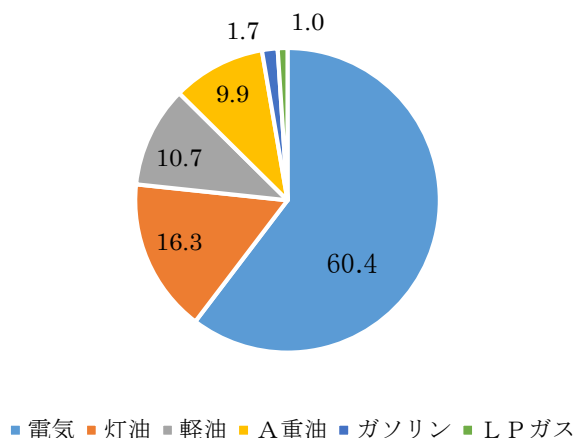
2013年度（平成25年度：基準年度）温室効果ガス総排出量
6,807,574 (kg-CO₂)

表2 町の事務事業から排出される二酸化炭素排出量

【2013年度（平成25年度：基準年度）】

燃料等	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	排出係数	割合 (%)	
ガソリン	48,592 リットル	112,830	2.322kg-CO ₂ /ℓ	1.7	
軽油	282,760 リットル	730,936	2.585kg-CO ₂ /ℓ	10.7	
灯油	446,507 リットル	1,111,355	2.489kg-CO ₂ /ℓ	16.3	
A重油	248,493 リットル	673,418	2.710kg-CO ₂ /ℓ	9.9	
LPガス	11,741 m ³	70,705	6.022kg-CO ₂ /m ³	1.0	
電気	北電(株)	5,971,413 kwh	4,108,330	0.688kg-CO ₂ /kwh	60.4
	リエスパー(株)	— kwh	—	0.420kg-CO ₂ /kwh	—
合計		6,807,574		100.0	

エネルギー別二酸化炭素排出割合
2013年度（平成25年度：基準年度）



排出係数は、『地球温暖化対策の推進に関する法律施行令』に基づき設定していますが、LPガスは、重量による単位となっているため、体積換算しています。換算係数は、最も使用量の多い給食センターが使用しているLPガスの組成と近似値となるようプロパン97.3%、ブタン2.7%を元に、換算係数は、0.498 m³/kg とし、排出係数を算出しています。

※日本LPガス協会「プロパン、ブタン、LPガスの排出原単位に係るガイドライン」参照)

(参考)

○見直しを行った二酸化炭素排出係数

	見直し前	見直し後	全体への影響
軽油	2.619kg-CO ₂ /ℓ	2.585kg-CO ₂ /ℓ	△0.1%
LPガス	5.387kg-CO ₂ /m ³	6.022kg-CO ₂ /m ³	+0.1%
電気	0.555kg-CO ₂ /kwh	0.688kg-CO ₂ /kwh	+14.5%

※電気事業連合会の2030年目標値 0.37kg-CO₂/kwh が達成された場合の

2017年度(平成29年度)二酸化炭素総排出量 4,780,771 (kg-CO₂)

2013年度(平成25年度基準年度)二酸化炭素総排出量 4,908,664 (kg-CO₂)

○二酸化炭素排出係数見直し前後における前計画及び本計画の二酸化炭素排出量の比較
(kg-CO₂)

	見直し前	見直し後
2006年度(平成18年度:前基準年度)	6,595,974	7,459,587
2013年度(平成25年度:基準年度)	6,015,702	6,807,574
2017年度(平成29年度:前計画最終年度)	5,859,471	6,632,992

2 温室効果ガス排出量の削減目標

基準年度を2013年度(平成25年度)とし、2018年度(平成30年度)から最終年の2022年度までの5年間に表3のとおり10%削減を目指します。

※2030年度目標18.3%削減(2006年度比25.4%削減)

2013年度(平成25年度:基準年度)と比較

10%削減

※2006年度比17.9%削減

2022年度(目標年度)温室効果ガス総排出量 6,126,817 (kg-CO₂)

表3 各種類別の二酸化炭素排出量と目標値

種類	基準年度 (2013年度)		目標年度 (2022年度)		削減量	
	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)
ガソリン	48,592	112,830	43,733	101,547	4,859	11,283
軽油	282,760	730,936	254,484	657,842	28,276	73,094
灯油	446,507	1,111,355	401,856	1,000,220	44,651	111,135
A重油	248,493	673,418	223,644	606,076	24,849	67,342
LPガス	11,741	70,705	10,567	63,635	1,174	7,070
電気	5,971,413	4,108,330	5,374,269	3,697,497	597,144	410,833
合計		6,807,574		6,126,817		680,757

第3章 目標達成のための取り組み

町の事務事業に関する二酸化炭素等の環境負荷の削減に向けた取り組みは、以下のとおりとします。

1 取組内容

(1) 直接効果が把握できる取組

① 電気使用量の削減

- ・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努めます。
- ・昼休みの消灯や時間外時の不必要箇所の消灯を行います。
- ・トイレ、給湯室、会議室等に利用者がいない場合は消灯します。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認します。
- ・OA機器等の電源をこまめに切るように努めます。
- ・勤務終了後の早期退庁を奨励します。
- ・電気製品を購入する際には、省エネタイプを購入します。

② 燃料使用量の削減

施設

- ・冬期間の事務室や各施設の暖房については、適正な温度管理を行います。
- ・施設の暖房は、利用状況に応じた管理を行います。
- ・クールビズ・ウォームビズを推進します。

公用車

- ・急発進、急加速はしません。
- ・公用車を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努めます。
- ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、必要以上のアイドリングは控えます。
- ・公用車の更新には小型車や低燃費車の導入を図るとともに、ハイブリットカーや電気自動車への移行を検討します。
- ・出張時の相乗りを奨励します。

③ 物品等の新規購入、更新

- ・物品等を新規購入、更新する時は、省エネタイプで環境負荷の少ないものの購入に努めます。

④ 施設の新築、改築

- ・施設を新築、改築する時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努めます。

⑤ 町有林の整備・保全と利用

- ・豊かな森林資源を適切に管理し、継続的な森林吸収源の確保・拡大を図ります。

(2) 間接的に効果がある取組

① 用紙類

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努めます。
- ・リサイクル用紙の購入に努めます。

② 事務用品

- ・詰め替えやリサイクル可能な消耗品の購入に努めます。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品の購入に努めます。

③ 水道

- ・日常的な節水に努めます。
- ・節水型機器の導入に努めます。

④ ゴミの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図ります。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努めます。
- ・使い捨て容器の購入は極力控えます。

2 新エネルギーの活用

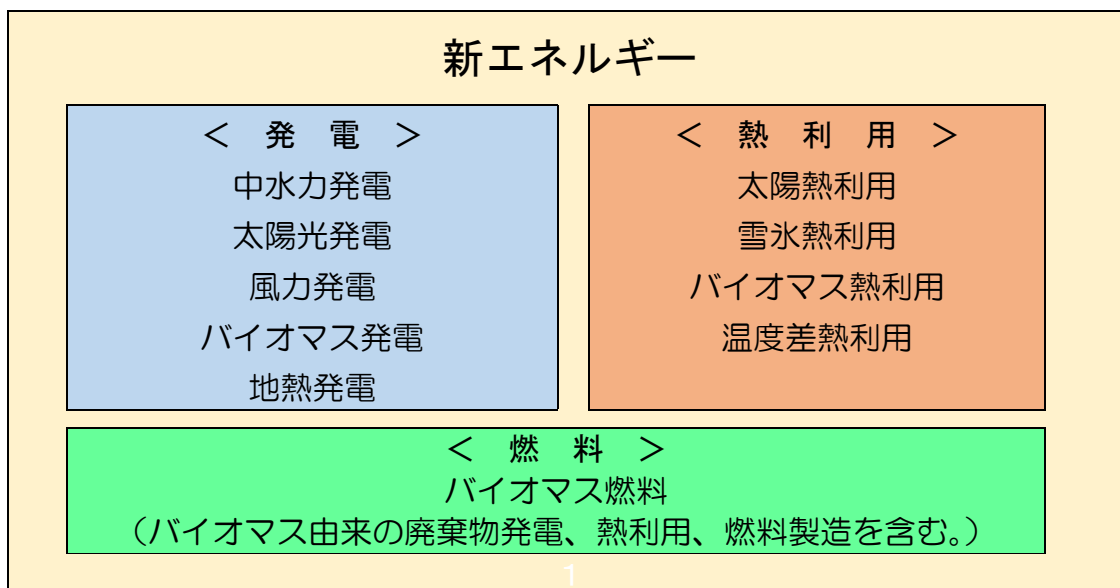
平成23年3月の東日本大震災による原子力発電所の事故を契機とし、社会生活における原子力を中心としたエネルギー政策のあり方が、大きな転機を迎えようとしています。

バイオマスの利用（直接燃焼、ガス化、燃料製造等）等、新エネルギーの有効活用に向けた導入の方策を積極的に検討しながら、地球温暖化対策を進めます。

<新エネルギー>

新エネルギーとは、再生可能エネルギーのことで、太陽光、太陽熱、地熱、水力など自然のエネルギーを利用するものです。その供給には安定性に課題があるものの、持続的な利用が可能です。

また新エネルギーには、バイオマス燃料のように燃料を燃やすものもあります。燃料によりエネルギーを取り出す際に二酸化炭素を発生させますが、燃料の製造工程で二酸化炭素を吸収するため、差し引きすると環境負荷がゼロになるということから新エネルギーに分類されています。



第4章 計画の推進と点検・評価

1 推進体制

地球温暖化対策を進めるためには、本計画に掲げる取り組みを全職員が自ら事務事業を遂行する中で実践していく必要があります。また、組織的な取り組みが必要であることから推進体制として大空町地球温暖化対策推進本部(以下「推進本部」という。)を設置し、実行性のある計画の推進を図ります。

① 推進本部の内容

推進本部は、本部長を町長、副本部長に副町長・教育長、構成員に各課長職として組織し、計画の策定、見直し及び計画の推進、点検を行います。

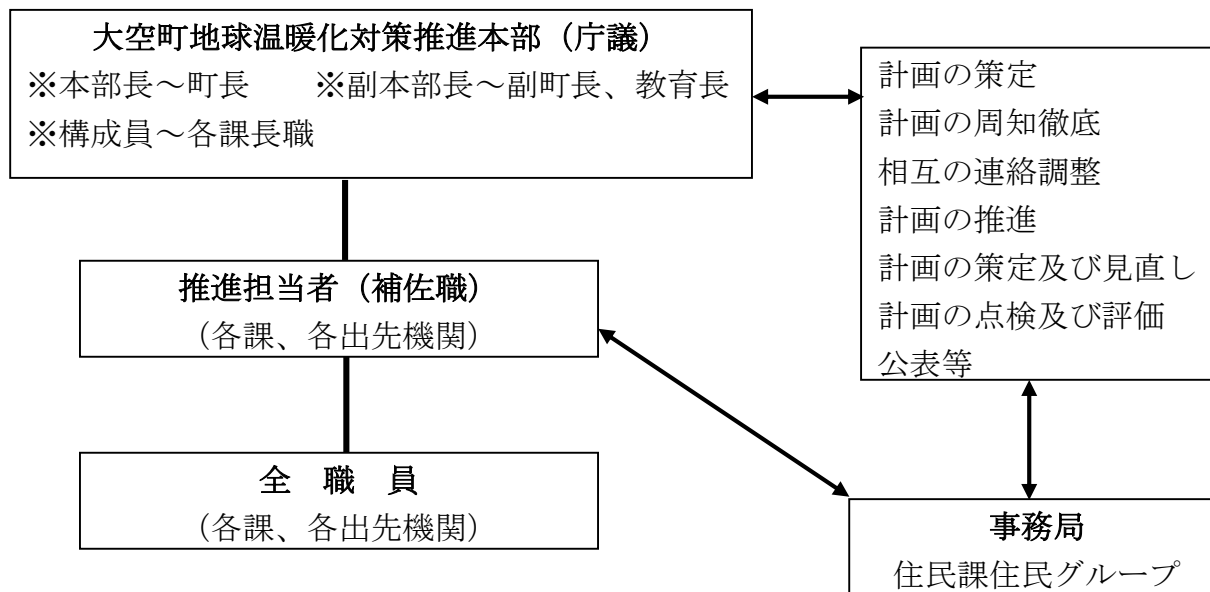
② 推進担当者の配置

各課及び各出先機関に1名以上の推進担当者を配置し、所属内での計画の推進及び進捗状況の把握を行い事務局と調整し、総合的推進を図ります。

③ 事務局

事務局を住民課住民グループに置き、計画全体の進捗状況を把握し、総合的な管理を行い事業の推進を図ります。

表4 推進体制組織図



④ 職員への意識啓発

本計画を着実に推進するには、職員一人一人の実践と組織的な連携が必要不可欠であるため、職員に対し地球温暖化対策に関する情報を提供し、意識の啓発を行います。

2 点検・評価

事務局が各推進担当者を通し、定期的に進捗状況を把握し、推進本部において点検評価を行います。

3 公表

計画の実施状況（温室効果ガスの排出量の推移）については、広報誌、ホームページ等により公表します。

第5章 事業者・住民の協力

1 住民への周知

本計画は、地方公共団体の削減目標を定めたものですが、地球温暖化防止への取り組みには住民や事業者の協力がなければできないため、温室効果ガス排出の抑制のため、住民はもとより事業者に対しても周知を図ります。

2 具体的な取り組み

ゴミ減量化のための協力依頼（3R運動の推進）
エコマーク・グリーンマーク商品購入の推進
電気・水道・化石燃料消費の抑制依頼
アイドリングストップ運動の推奨

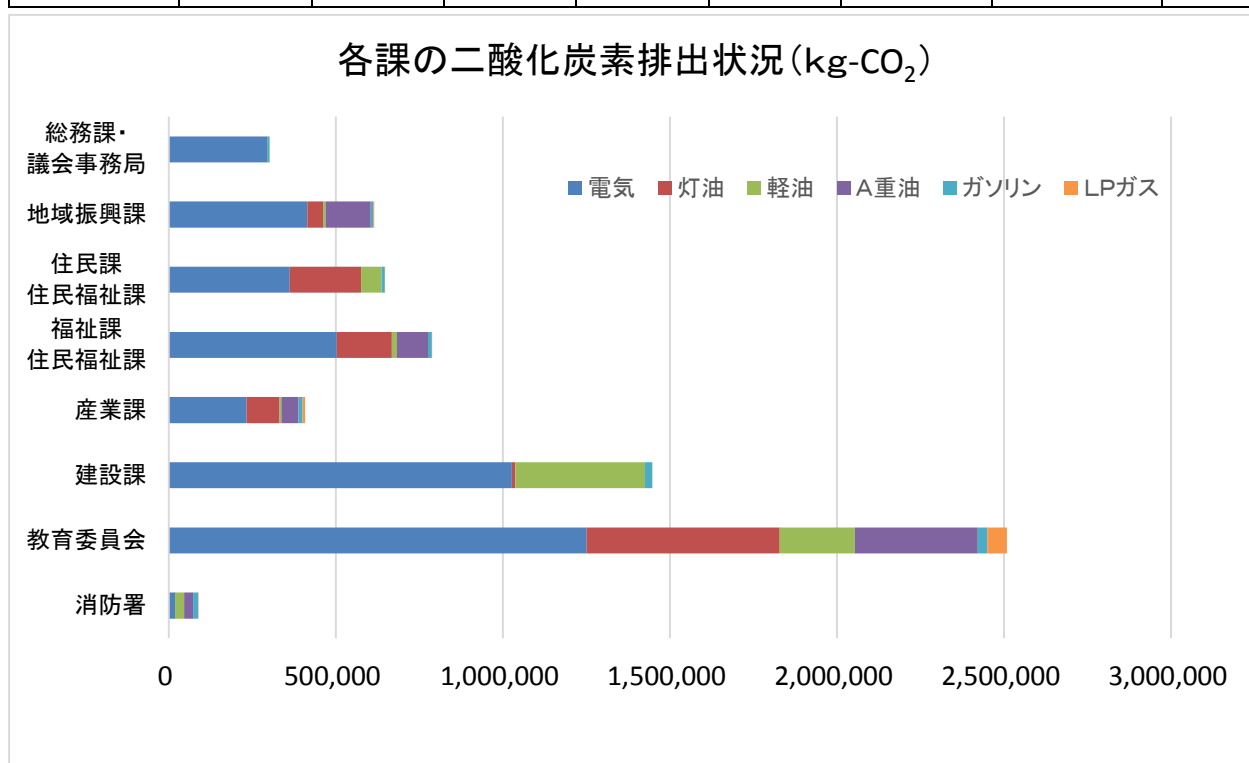
第6章 資料編

1 組織別エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

【2013年度（平成25年度：基準年度）】

区 分	ガソリン (ℓ)	軽油 (ℓ)	灯油 (ℓ)	A重油 (ℓ)	LPガス (m ³)	電気 (kwh)	CO2 排出量 (kg-CO ₂)	割合 (%)
総務課 議会事務局	2,653	70				430,599	302,593	4.4
地域振興課	5,249	3,057	18,756	49,912	569	603,741	620,837	9.1
住民課 住民福祉課住民G	3,982	23,765	85,792		2	527,097	646,870	9.5
福祉課 住民福祉課福祉G	5,047	6,006	66,133	34,297	32	731,031	787,937	11.6
産業課	3,156	2,543	39,547	18,610	1,312	338,547	403,588	5.9
建設課	9,796	149,890	4,334			1,492,918	1,448,127	21.3
教育委員会	12,309	87,142	231,783	135,708	9,682	1,819,282	2,508,491	36.9
消防署	6,400	10,287	162	9,966	144	28,198	89,131	1.3
合 計	48,592	282,760	446,507	248,493	11,741	5,971,413	6,807,574	100.0

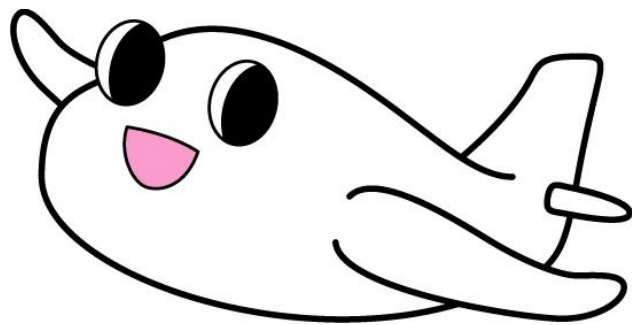
各課の二酸化炭素排出状況(kg-CO₂)



2 組織別温室効果ガス排出量の削減目標

【2022年度：目標年】

区 分	第2期	第3期			
	最終年度 (2017(H29))	基準年度 (2013(H25)ベース)	目標年度 (2022)	削減量	削減率
	排出係数を第3期 基準とした場合	CO2 排出量 (kg-CO2)	CO2 排出量 (kg-CO2)	CO2 排出量 (kg-CO2)	
総務課 議会事務局	266,077	302,593	254,771	47,822	15.8%
地域振興課	748,970 (854,725)	620,837 (851,565)	782,599	△167,045 (68,966)	(8.1%)
住民課 住民福祉課住民G	601,181	646,870	560,683	86,187	13.3%
福祉課 住民福祉課福祉G	789,702	787,937	679,300	108,637	13.8%
産業課	364,217	403,588	353,041	55,830	12.5%
建設課	1,290,870	1,448,127	1,242,424	205,703	14.2%
教育委員会	2,497,923	2,508,491	2,175,055	333,436	13.3%
消防署	74,052	89,131	78,944	10,187	11.4%
合 計	6,632,992	6,807,574	6,126,817	680,757	10.0%



大 空 町